

⑩医療費控除 (扶養範囲) どちらかが適用となります。

【提出書類】 支 払 額の範囲は不要です。
全員のみ：作成した控除書
該当者のみ：医療費過剰、疾病手当の取組の認証書

この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を自分で作成してください。
医療費控除は、次の計算式により控除額を計算します。

1. 医療費控除 (控除額度額200万円)
(支払った医療費・保険金などで補填される額) - 総所得金額等の5%もしくは10万円のどちらか少ない額

2. セルフメディケーション税制 (控除額度額8万8千円)
(医療品などの購入費・保険金などで補填される額) - 1万2千円

⑪社会保険料控除、⑫小規模企業共済等控除

【提出書類】 領収書、控除証明書 等

1. 社会保険料控除
あなたや生計と一緒にする親族が負担する国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の中でも、あなたが負担した金額が控除されます。

2. 小規模企業共済等控除
小規模企業共済法に規定された共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金等の金額が控除されます。

⑬生命保険料控除

【提出書類】 保険会社が発行した控除証明書
あなたや親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合に控除されます。

⑭地震保険料控除

【提出書類】 保険会社が発行した控除証明書
住宅、家財等の地震保険料の一部が控除されます。
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

⑮・⑯寡婦・ひとり親控除

	要件	控除額
寡婦	a) 夫と死別・離婚し、再婚していない方や夫が生死不明などの方で、子以外の扶養親族が前年分の合計所得金額が48万円以下であり、本人の合計所得金額が500万円以下の夫で世帯内に未届の夫がない方	26万円
ひとり親	b) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年分の合計所得金額が500万円以下で世帯内に未届の夫がない方	30万円
ひとり親	婚姻歴で性別に関わらず、生計と一緒にする子(合計所得金額が48万円以下)を有し、合計所得金額500万円以下の単身者で世帯内に未届の夫、妻がない方	

⑰障害者控除 当令和4年12月31日現在の状況で記入してください。

【提出書類】 障害者手帳(等級が記載されたページ)又は
障害者控除対象者認定書の等

あなたや障害対象者、扶養親族のうち、障害者に該当する方がいる場合に控除されます。(控除額：26万円)
なお、障害者のうち、特に重度の障害がある場合は特別障害者に該当します。(控除額：30万円)
また、特別障害者と同様している場合は23万円が加算されます。
該当する方の氏名、年齢の種類、等級を記入してください。

⑱・⑲配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者

【提出書類】 配偶者の源泉徴収票等(収入がある場合)
次の1～3のいずれかに該当する場合は、配偶者氏名、生年月日及び個人番号を記載してください。

1. 配偶者控除
昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつあなたと生計と一緒にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合
※他の方の扶養親族になっている方や事業専従者は除きます。

2. 配偶者特別控除
昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつあなたと生計と一緒にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合

3. 同一生計配偶者
昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円超の場合

令和5年度(令和4年分) 市・県民税 申告書(記入例)

令和4年1月1日
現在の住所 桶川市泉1-3-28

内 容について、問合せをすることがありますので、中道場が取れる電話番号を記入してください。

姓 名 桶川 一郎

性別 男 性別コード 1048
電話番号 786-3211

性別コード 本人 女 性別コード

セルフメディケーション税制を適用する場合はチェック(□)してください。

セルフメディケーション税制を記入してください。

1 収入金額

支払った医療費 保険金等控除額 税額	50,000 円 0 円 50,000 円
➡ セルフメディケーション税制	
社会保険料の種類	支払った保険料
国民健康保険	150,000 円
合 計	150,000 円
⑯小規模企業共済等控除	
生命保険料控除(支払額)	30,000 円 新規加入者保険料の額 新規加入者保険料の額 50,000 円 今後加入者保険料の額
地震保険料の額	旧長期損害保険料の額 50,000 円
⑭基盤控除	□死別口 生死不明口離婚口未持続□ひとり親
⑮障害者控除	氏名 障害の程度 桶川 范子 障害の程度 桶川 太郎 障害の程度
記載者の氏名 生年月日 昭和40年1月1日	
配偶者控除、同一生計配偶者	桶川 范子 平成5年3月3日 子 □両親 33 桶川 太郎 平成5年3月3日 子 □両親 33 個人番号 987654321012
記載者の氏名 生年月日 稽留区分 控除額	
氏名	平成5年3月3日 両親 33
桶川 太郎	987654321012
“配偶者・扶養親族”的記入漏れにご注意ください。	
※ 別居の扶養親族がいる場合は、「5. 別居の扶養親族等に関する事項」を記入してください。	
記載者の氏名 生年月日 稽留区分 控除額	
氏名	平成5年3月3日 両親 33
桶川 太郎	987654321012
⑯扶養親族	
記載者の氏名 生年月日 稽留区分 控除額	
氏名	平成5年3月3日 両親 33
桶川 太郎	987654321012
5 別居の扶養親族等に関する事項	
正 命 住 所	
6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法の選択	
□ 特別徴収(給与天引き) □ 普通徴収(個人納付)	
⑰扶養親族	
記載者の氏名 生年月日 稽留区分 控除額	
氏名	平成5年3月3日 両親 33
桶川 太郎	987654321012
4 所得から差し引かれる金額	480,000
⑯扶養親族の源泉徴収票等(収入がある場合)	
あなたと生計と一緒にする親族で、昨年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合は、氏名、生年月日、統廃合及び同居・別居のいずれかに記入してください。 ※他の方の扶養親族になっている方や事業専従者は除きます。	
⑰扶養親族	
記載者の氏名 生年月日 稽留区分 控除額	
氏名	平成5年3月3日 両親 33
桶川 太郎	987654321012
⑱基礎控除は次のとおりとなります～	
合計所得金額 控除額 (カッコ内が年齢での控除額)	
2,400万円以下 48万円 (43万円)	
2,400万円超 2,480万円以下 32万円 (29万円)	
2,480万円超 2,960万円以下 16万円 (15万円)	
2,500万円超 適用なし	

昨年收入が無かった方、達年年金及び障害年金を受給していた方

昨年「收入が無かった方」、「達年年金及び障害年金を受給していた方」は表面の住所、氏名、生年月日、電話番号と、裏面「17. 前年中收入のなかった等の人の記入欄」を記入してください。

※ 昨年收入が無かった方も中古の内容が税金に関する問題の発行、国民健康保険、年金税、保育料、介護報酬控除等の基礎資料となりますので、必ず申告をしてください。

①～⑩ 営業等、農業、不動産所得がある方

【提出書類】 支払明細、収支内訳書 等

裏面「9. 事業所得、不動産所得に関する事項」及び「10. 事業専従者に関する事項」に必要事項を記入してください。

⑪給与所得がある方

【提出書類】 源泉徴収票(コピー可)
※ 貼付場所に貼って提出してください。

源泉徴収票をお持ちでない方は、裏面「7. 給与所得の内訳(源泉徴収票がない場合)」に必要事項を記入してください。

⑫・⑬・⑭(公的年金等・業務・その他)

【提出書類】 源泉徴収票、個人年金の支払通知書、支払明細等 (コピー可)
※ 貼付場所に貼って提出してください。

その他の所得(個人年金・報酬等)がある場合は、裏面「9. 公的年金等を除く)に関する事項」に必要事項を記入してください。
また、業務に係る所得がある場合は、必要経費を自身で主とめたものと併せて提出してください。

【裏面】 9. 公的年金等を除く)書き方(例)

種類	支払者の名前	収入金額	必要経費	所得金額
報酬	○×年賃	250,000円	50,000円	200,000円
合 计		250,000円	50,000円	200,000円

その他の所得

【提出書類】 支払明細、特定口座年間取引報告書、配当金計算書 等

国外銀行の利子所得や配当所得、総合課税所得、一時所得がある場合は、各種証明書を提出してください。

⑯特定上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について

※ 確定申告で特定上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡に係る所得を申告し、住民税で申告不要制度を希望する方のみ要申告

【提出書類】 確定申告書の写し
特定口座年間取引報告書の写し又は配当の支払通知書等の写し

特定上場株式等に係る配当所得及び譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について、納税通知書が送達される日までに確定申告とは別に市・県民税申告書を提出することにより、所得税とは異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・分離課税)を選択することができます。

市・県民税において申告不要制度を適用する所得について、欄の該当する項目に印を入れてください。

※ 確定申告をされた方のうち、第2表「住民税に関する事項」で、特定配当等の全部の申告不要を選択した方は住民税申告で申告不要の手続きを省略することができます。
※ 納税通知書の送達後は課税方式の変更ができません。
※ 申告不要制度を選択した場合は、配当税や株式譲渡税の適用・還付もなくなります。